

議事要旨(4) 企業会計基準公開草案第7号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針公開草案第10号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針(案)」のコメントについて

石川研究員より、資料「審議事項(4) 公開草案に対するコメントの公表」、「会計基準の文案」及び「適用指針の文案」に基づき、会社法対応専門委員会における検討状況についての説明が行われた。なお、標記会計基準及び適用指針は、第94回企業会計基準委員会(平成17年12月2日開催予定)での公表議決を予定している。

当委員会は、平成17年8月10日に標記公開草案を公表し、同年10月11日までコメントを募集していたが、当該期間中に8件のコメントが寄せられた。これらのコメントの分析等を踏まえ、公開草案の修正を予定している主な箇所は以下のとおりである。

発行済株式及び自己株式に関する注記の定めは、原則、削除する。これらの注記は株主資本等変動計算書に記載することとするためである。なお、発行済株式及び自己株式に関する注記を含む、株主資本等変動計算書の注記事項については、同専門委員会において、現在、検討中である。

適用指針案において、自己株式の取得の対価が金銭以外の場合の会計処理を新たに取り扱っているが、この場合の自己株式の取得の認識時点は、交換の処理に準じて、対価が引き渡された日であることを明確にする。

自己株式の取得の対価が金銭以外の場合、(一部の例外を除き)自己株式の取得原価と取得の対価となる財の帳簿価額との差額は損益に計上することとしたが、当該損益は、取得の対価となる財の種類等に応じた表示区分に計上すべきであることを明確にする。また、(一部の例外を除き)現物配当を行った場合に生じる配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額についても、配当財産の種類等に応じた表示区分の損益に計上すべきであることを明確にする。

現物配当を行う場合に、配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金を減額するケースとして、分割型の会社分割(按分型)を例示していたが、これに加え、事業分離日ではなくても、保有している子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する場合も同様の見方が可能であることを明記する。

株式無償割当ての会計処理について、自己株式の取得の対価として、自社の株式(新株又は自己株式)を交付する場合に準じて処理することを追記する。

上記修正案について、委員等からの質問や指摘事項はなかった。

以上